

事業主殿

(公社) 東基連三鷹労働基準協会支部

安全管理者選任時研修の開催

平成18年10月1日施行された労働安全衛生規則第5条の改正により、安全管理者の資格要件として従来どおりの学歴・実務経験などに加えて、新たに「安全管理者選任時研修」の受講を修了していることが必要になりました。

これら改正労働安全衛生法の趣旨を踏まえ、下記のように「安全管理者選任時研修」を開催することといたしました。

つきましては、常時50人以上の労働者を使用する下記業種(※)の事業場におかれましては、安全管理者の退職、転勤、異動等で安全管理者の資格者が不在となっていないか、法定の資格要件を満たした安全管理者が選任されているか等について再度ご確認いただき、未選任である場合には、至急下記講習を受講し、選任していただきますようご案内いたします。

※参考(選任の必要な業種)

次の業種に該当し、常時50人以上の労働者を使用する事業場は、安全管理者の選任が必要です。

- 1 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
- 2 製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

記

日程	日時	開催場所
1日目	平成30年3月15日(木) 13:10~16:30	三鷹商工会館 3階 (案内図参照)
2日目	平成30年3月16日(金) 9:10~16:30	

1 受講料等(税込)

	受講料	テキスト	合計
会員	¥8,778	¥1,512	¥10,290
非会員	¥10,828		¥12,340

2 受付締切日 平成30年3月8日(木) 定員:30名

3 受講申込 受講料等を下記口座へお振込みのうえ、受講申請書及びお振込みを確認できるものを当支部宛にFAXしてください。FAX受信後、当支部から受講票をFAXでお送りします。

写真2枚 ご用意ください	1枚	受講票に貼付けてください。
タテ30mm×ヨコ24mm 裏面に氏名記入	1枚	当支部宛郵送してください。(3/8まで) (公社) 東基連三鷹労働基準協会支部 〒181-0013 三鷹市下連雀3-33-13-306

- 4 振込先 銀行名：みずほ銀行 三鷹支店
 口座名義：(公社) 東基連三鷹労働基準協会支部
 口座番号：普通預金 0201264
- 5 その他
 (1) 申込後の取消しは応じかねますのでご了承ください。
 (2) 「受講票」は受講日に受付に提示してください。
 (3) 講習終了後に修了証を交付いたしますので、2日目には認印をご持参下さい。

【講習会場】



三鷹商工会館
 三鷹市下連雀 3-37-15
 TEL : 0422-49-3111

三鷹駅南口徒歩5分

安全管理者選任時研修受講申請書

(平成30年3月15日～16日)

事業場名		担当者	
所在地	〒	電話 FAX	
フリガナ 受講者氏名		生年月日	昭和・平成 年 月 日
住所	〒		

FAX宛先 (公社) 東基連三鷹労働基準協会支部 FAX 0422-43-1920

※本件個人情報は、本研修会のみで使用させていただきます。

申込受信確認	
--------	--